

7 消 安 第 3460 号
令和 7 年 9 月 8 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

我が国における高病原性鳥インフルエンザについて、昨シーズン（渡り鳥が飛来する秋から翌年春までの期間をいう。以下同じ。）は、昨年9月30日に北海道で回収された死亡野鳥（ハヤブサ）から本病ウイルスが検出されて以降、本年6月17日までの期間で19道県227件の野鳥等での陽性事例が確認され、長期間にわたり家きん農場への本病ウイルスの侵入リスクが高い状態にあったと考えられました。

このような中、家きん農場においては、これまでで最も早い10月17日に発生が確認されて以降、本年2月1日までに14道県51事例が確認され、まん延防止のために約932万羽が殺処分の対象となりました。発生農場の地理的な分布としては、全国的に感染が認められたものの、全51事例のうち32事例は、1月2日から2月1日までにかけて確認された愛知県（13事例）、岩手県（4事例）及び千葉県（15事例）の家きん農場集中地域における連続発生によるものでした。また、全51事例のうち9事例が過去に発生した農場での再発、17事例が20万羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が見られました。

昨シーズンにおけるこのような状況を受け、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、農林水産省では、本年4月に「鳥インフルエンザ対策パッケージ」を発表し、本パッケージに基づき、取組を進めているところです。

また、農林水産省では、発生事例の特徴や今後の対策への提言について、「2024年～2025年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」（令和7年7月2日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム報告。以下「疫学調査報告書」という。）として公表しました。

疫学調査報告書の中で、衛生管理区域立入り時の手指消毒又は専用手袋着用、衣服・長靴の交換、家きん舎の壁面破損の修繕、家きん舎及び関連施設における防鳥ネットの設置等の衛生対策に関し不備が認められ、これらが感染リスクになった可能性が指摘されています。また、発生時の疫学調査の結果から、家きん舎に野生動物の侵入の痕跡がなく、家きん舎に出入りする人や物の衛生対策が相当徹底されている農場も認められ、ウイルスに汚染された粉じん、羽毛等（以下「じんあい塵埃」という。）を介した家きん舎への本病ウイルスの侵入の可能性について指摘されています。

近年、アジア、欧州、北米、南米など世界的に高病原性鳥インフルエンザの流行

が続いていることを踏まえると、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高いことから、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底する必要があります。

各都道府県においては、疫学調査報告書の内容も踏まえ、家きん飼養農場に対する発生予防の啓発や衛生管理対策の指導、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組まれているところですが、既に北海道において渡り鳥の飛来が確認されており、これから本格的な渡り鳥の飛来時期を迎えるに当たり、下記について、関係部局、市町村、関係団体等とも連携して対応いただき、本病の発生予防及びまん延防止対策に万全を期すようお願いします。

記

1 重点対策期間

渡り鳥の飛来により新たなシーズンが始まることを認識し、渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には都道府県及び農場での防疫体制を整備すること。

また、渡り鳥の飛来時期を踏まえると、本年も10月から来年5月までは警戒を強める必要があるところ、近年の発生状況に鑑み、特に本年11月から来年1月までは重点対策期間として対策の徹底を図る必要がある。ただし、渡り鳥の飛来時期は地域によって異なるので、地域の実情に応じて重点対策期間を設定すること。

2 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報

現在、世界的に流行しているH5亜型のウイルスは鶏に対して高い致死率を示す（高病原性）ことが分かっている。また、通報までに数日を要した事例では家きん舎内の環境材料からウイルスが検出されることが多く、通報の遅れはまん延リスクを高めると考えられる。これらを踏まえ、家きん飼養者に対し、毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きん群の様子が少しでも普段の様子と比べて異なると感じたときは、仮に誘導換羽中であっても誘導換羽の影響であると即断せず、家畜保健衛生所へ早期通報するよう指導すること。

なお、鶏以外の家きんについては、死亡率の増加以外にも産卵率の低下、元気消失、神経症状等がみられる場合があることに留意すること。

3 農場における発生予防対策

家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下の取組により、農場における飼養衛生管理の向上及び対策の維持・継続を図るとともに、地域において本病のリスク低減対策を推進すること。

（1）農場におけるウイルス侵入防止対策の強化

昨シーズンの発生事例においても、基本的な飼養衛生管理が十分に実施されていない事例が確認されている。農場へのウイルスの侵入防止対策について

は、適切な対策とその維持・継続が重要であることから、以下により、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を実施し、その状況を農場指導に活用すること。

特に、飼養衛生管理区域又は家きん舎への出入り時の対策については、全ての農場従業員及び外部事業者を含む外来者が徹底するよう指導するとともに、野鳥や野生動物の対策については、家きん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、集卵ベルトへのシャッターの設置、家きんの死体や廃棄卵の適切な処理、カラス対策としてテグス等を効果的に使用するなど、侵入防止だけでなく誘引防止についても指導すること。

- ・実施時期：令和7年10月から令和8年5月まで

- ・実施方法：飼養衛生管理者に対し、基本的な管理項目である次の7項目について毎月点検し、不備があれば改善するよう指導すること。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13（17*））

- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14（18*））

- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15（19*））

- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20（22*））

- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21（23*））

- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24（25*））

- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除（項目26（27*））

- （※改正後の飼養衛生管理基準の項目番号）

- ・報告：各都道府県において点検結果を取りまとめ、飼養衛生管理等支援システムにより毎月20日までに動物衛生課へ報告すること。

- ただし、小規模飼養者（鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の飼養頭羽数が100羽未満の者、エミュー・だちょうの飼養羽数が10羽未満の者）の点検結果については国への報告は不要とする。

（2）ウイルス侵入防止対策の更なる向上の取組

飼養衛生管理基準の遵守状況については、家畜保健衛生所やかかりつけの産業動物獣医師等の有識者の第三者の視点や、飼養衛生管理等支援システムも活用して自らの農場の遵守状況を正しく理解・評価するよう指導し、飼養衛生管理の向上を図ること。

家畜保健衛生所においては、これらを活用してさらに積極的に飼養衛生管理の指導を行うとともに、改善指導した内容については、期限を設定して写真等により報告を求めるなど適切にフォローアップすること。

(3) 再発・密集地域における指導の強化

昨シーズンの発生事例のうち9事例は、過去に発生した農場の再発事例であったことを踏まえ、近年高病原性鳥インフルエンザの発生があった地域については、環境要因が揃っており発生リスクが特に高い地域であることを認識し、発生農場の経営再開時における飼養衛生管理の指導のみならず現在の対応状況を確認するとともに、周辺の農場に対しても重点的に指導すること。

また、飼養衛生管理基準の改正により、来年1月1日に指定される大臣指定地域（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられるものとして農林水産大臣が指定する地域）においては、当該地域内での高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、各農家が農場内を消毒するための消毒薬の備蓄や（4）の①に掲げる塵埃^{じんあい}対策の準備を行うとともに、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握の上、野鳥誘引防止対策を講ずることとなる。これを踏まえ、本年秋を目途に対象地域を事前に公表することとしており、対象地域の農場に対しては、これらの対策の計画的な実施の指導に努めること。

(4) 家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める大規模農場における対策

昨シーズンの発生事例のうち17事例は、20万羽以上の大規模農場であったこと、過去の症例対照研究においても、飼養規模が大きいことがリスク要因の一つであるとの結果であったことを踏まえ、飼養衛生管理基準に追加される以下の項目について、対象農場に対して指導すること。

①塵埃^{じんあい}対策の実施

ウインドウレス鶏舎やその周辺において、入気口へのフィルター、不織布、遮光ネット等の設置、風向きを考慮した入気口の閉鎖、入気口や鶏舎内への細霧装置の設置、入気口や鶏舎周辺への散水や消毒薬の散布等の塵埃^{じんあい}対策の準備を進めるよう指導すること。（ただし、当該措置の実施により家きんの健康を害するおそれがあるときは、この限りではない。）

なお、本項目については、飼養衛生管理基準の改正により措置されるところ、来年10月1日に施行予定であるため、今シーズンについては、実施を義務づけるものではないが、可能な範囲で実施するよう指導することが望ましい。

②農場の分割管理の検討

分割管理の導入に向けた検討を実施するよう指導すること。人員の不足や用地設備の確保ができないこと等により導入できない場合は、課題が解消された場合にどのように分割管理が導入できるかを検討するよう指導すること。

なお、本項目については、飼養衛生管理基準の改正により措置されるところ、本年10月1日に施行予定であることから、計画的な検討を指導すること。

4 農場周辺の水場、環境での野鳥及び野生動物対策の強化

(1) 農場の周辺環境におけるウイルスリスクの低減

昨シーズンの発生農場の近隣には、渡り鳥が飛来する干潟、河川、ため池等の水場や、野生動物の生息に適した雑木林等が多く観察されたほか、農場又は近隣にカラス等が誘引されたと見られる事例も認められている。このことを踏まえ、都道府県や市町村等地域が一体となって、以下の取組を推進すること。

- ①農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置
- ②農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設やねぐら等の生息に適した環境がある場合は、当該状況を解消する取組。また、破卵及び家きんの死体について焼却等により適切に処理。
- ③農場周辺における野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為の中止

(2) 野鳥のサーベイランス

自然環境部局と家畜衛生部局が相互に連絡し、野鳥のサーベイランス体制を構築するとともに、野鳥等において本病のウイルスが確認された場合には、必要に応じて、周辺農場への立入検査、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底の指導を行うこと。

5 疾病発生時の円滑な防疫措置

(1) 体制整備

高病原性鳥インフルエンザが発生した際に、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく防疫措置を速やかに講じられるよう、初動対応や検査体制の確認、民間事業者も含めた防疫措置に必要な人員、資材、試薬、特殊自動車等の確保及び調達先との連絡体制の確認、埋却地、焼却施設等の確保状況の確認、都道府県内関係部局との調整、市町村、関係機関及び関係団体との連携の確認など、必要な体制を整備すること。

特に、飼養羽数にかかわらず、都道府県自ら対応可能な防疫体制を構築するなど、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫体制の見直しについて」（令和7年5月30日付け7消安第1555号）に基づく防疫体制の見直しを徹底すること。

また、疾病発生時における建設業、自動車運転者の時間外労働の上限規制については、「「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について」（令和4年12月27日付け4消安第5299号）及び「建設業における労働基準法第33条第1項又は第139条第1項の対象となる業務について」（令和5年12月27日付け5消安第5696号）の内容を踏まえ、関係事業者と連携の上、適切に対応すること。

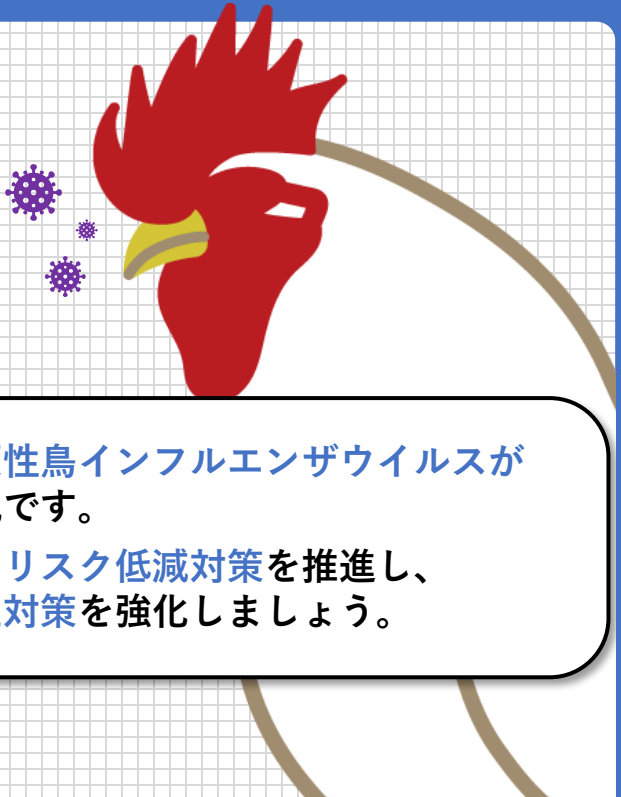
(2) 作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

防疫作業時は、多数の作業者が農場及び家きん舎に入るため、作業により舞った塵埃^{じんあい}を介した周辺農場への感染拡大、発生農場から逃げ出したネズミ等小動物を介した感染拡大の可能性も否定できないことから、特に家きん農場の集中地域における発生については、以下の取組を指導又は実施すること。なお、発生状況等に応じて、防疫作業に伴う病原体拡散防止対策を実施することは、殺処分の速さより優先される場合があることに留意すること。

- ①家きん舎内の塵埃^{じんあい}が排気により舎外へ拡散することを防止する取組
- ②家きんの舎外への持出しによる羽毛の拡散を防止するため、殺処分及び死体の袋詰めを可能な限り家きん舎内で行った後に、消毒をする等した上で持ち出す取組
- ③ネズミ等小動物を介したウイルスの拡散を防ぐ取組
- ④公道上における防疫措置に係る人や物資の輸送ルートと、周辺農場への資材の輸送ルートの交差を極力避ける取組

以上

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家さん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家さん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



飼養家さんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。



一斉点検の要チェックポイント（家きん）

写



①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

- ☑手指の洗浄・消毒をしていますか？
- ☑車両の消毒をしていますか？
- ☑専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

✗ 境界に更衣や消毒の設備がない



○ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

- ☑手指の洗浄・消毒をしていますか？
- ☑専用の靴の確実な着用ができていますか？

✗ 専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



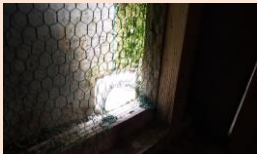
○ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



③野生動物を近づけない！侵入させない！

- ☑防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
- ☑破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
- ☑ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？

✗ 壁や金網に破損があり、
補修されていない



補修はしっかりと！

屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認！

○ 集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



野鳥が多い地域
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネット
で覆った事例

写

7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

東北農政局長 殿
関東農政局長 殿
北陸農政局長 殿
東海農政局長 殿
近畿農政局長 殿
中国四国農政局長 殿
九州農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿

消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、防疫対策の徹底に御協力をお願いします。



7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、防疫対策の徹底に御協力をお願いします。



7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

環境省自然環境局長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、関係機関等への周知及び防疫対策への協力につきよろしく申し上げます。



7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、関係機関等への周知及び防疫対策への協力につきよろしく申し上げます。

写

7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

厚生労働省健康・生活衛生局長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、関係機関等への周知及び防疫対策への協力につきよろしく申し上げます。



7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

動物検疫所長 殿
動物医薬品検査所長 殿

消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、防疫対策の徹底に御協力をお願いします。

写

7 消 安 第 3 4 6 0 号
令 和 7 年 9 月 8 日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿
独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、防疫対策の徹底に御協力をお願いします。



7 消 安 第 3460 号
令和 7 年 9 月 8 日

関係団体の長（別記参照） 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いただきますよう御協力をお願いします。

別記

一般社団法人 日本養鶏協会会長
一般社団法人 日本食鳥協会会長
一般社団法人 全国鶏卵養鶏団体連合会会長
一般社団法人 日本種鶏孵卵協会会長
国産鶏普及協議会会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国養鶏経営者会議会長
日本成鶏処理流通協議会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国たまご商業協同組合理事長
全国鶏卵加工協議会会長
一般社団法人日本伝書鳩協会会長
一般社団法人 日本鳩レース協会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
豊橋養鶉農業協同組合組合長
公益社団法人 中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国飼料輸入協議会会長
飼料輸出入協議会会長
日本食肉輸出入協会会長
日本ハム・ソーセージ工業協同組合理事長
全国食肉事業協同組合連合会会長
全国食肉業務用卸協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉流通センター理事長
日本石灰協会会長
日本石灰工業組合理事長